

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4

令和6年7月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	山手観光自動車株式会社（法人番号：3030001008499） 代表者 清田明德
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-3-20 (足立営業所) 東京都足立区入谷9-18-5-2F
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月14日及び令和5年6月27日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(8)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年7月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	京北サービス株式会社 (法人番号：5013301003574) 代表者 今田拓男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区池袋1-16-28 (本社営業所) 東京都豊島区池袋1-16-28
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和5年9月12日及び令和5年9月13日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(8)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(9)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 K2TRANSPORT
	代表者名 小林 薫 群馬県太田市龍舞町1836-8
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	群馬県太田市龍舞町1836-8
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分180日車
(5) 主な違反事項	乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年4月19日及び同年5月10日監査を実施。12件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項） (4) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (5) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (6) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第3第1項） (7) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (9) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (10) 運行管理補助者の要件違反（貨物自動車運送事業安全規則第18条第3項） (11) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業安全規則第9条第3項） (12) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び同条の2）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 48点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 48点